路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	鹿児島市田上七丁目一六六四番から同市田上七丁目一一九五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所
三十五号	佐世保市田の浦町四二二番四から同市大塔町一五番一四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
二百十号	久留米市善導寺町木塚字新保二三五番五地内	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月十九日

○九州地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号及び三百二十五号	福岡県八女郡広川町大字新代字下長刀二三五〇番一から同町大字新代字下長刀二三四九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
五十七号及び二百五十一号	諫早市長野町一六一七番一から同市長野町一六四二番一まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所
四百九十七号	佐世保市中里町一九九四番一から同市平瀬町一九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃
四百九十七号	佐世保市平瀬町一九番一から同市大黒町五一七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局、同局長崎河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社佐賀高速道路事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十日

○九州地方整備局告示第三十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

九州地方整備局長　岡本　博

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	四百九十七号
三　指定する道路の部分	
区間	佐世保市中里町一九九四番一から同市平瀬町一九番一まで
幅員	二〇・〇〇～三八三・〇〇メートル
延長	五・一一三キロメートル
四　指定する期日	平成二十二年三月十九日

○九州地方整備局告示第四十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間九州地方整備局、同局長崎河川国道事務所及び西日本高速道路株式会社九州支社佐賀高速道路事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

九州地方整備局長　岡本　博

一　道路の種類	一般国道
二　路線名	四百九十七号
三　指定する道路の部分	
区間	佐世保市平瀬町一九番一から同市干尽町三番一〇九まで
幅員	一〇・〇〇～四二・〇〇メートル
延長	二・九〇〇キロメートル
四　指定する期日	平成二十二年三月十九日

○北海道開発局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月十九日

北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十三号及び三百九十一号	北海道川上郡弟子屈町摩周二丁目八六八番二二から同町摩周二丁目八六八番六八地先まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
三百三十五号	北海道標津郡標津町字古多糠八八三番二六から同町字古多糠八八三番二二まで	〃
〃	北海道標津郡標津町字忠類二三六七番から同町字忠類一番二七まで	〃

供用開始の期日　平成二十二年三月十九日

官庁報告

官庁事項

水防活動用洪水予報及び警報の開始について

栃木県知事と水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十一条第二項の規定による協議が整ったので、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十四条の二第三項の規定により、洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報を次のとおり実施します。

平成二十二年三月十九日

気象庁長官　櫻井　邦雄

一　水防活動用洪水予報及び警報を行う河川、当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点並びに担当官署及び共同実施機関

水系名	河川名	区間		基準地点	担当官署及び共同実施機関
		上流端	下流端		
那珂川水系	那珂川	左岸　栃木県那須郡那須町大字高久甲那河川橋	左岸　栃木県大田原市矢倉	晩翠橋、黒羽	宇都宮地方気象台
		右岸　栃木県那須塩原市鳥野目那珂川橋	右岸　栃木県大田原市佐良土		栃木県県土整備部河川課
利根川水系	姿川	左岸　栃木県宇都宮市幕田町淀橋	思川への合流点	淀橋、姿川橋	
		右岸　栃木県下都賀郡壬生町大字安塚淀橋			

二　開始期日　公示の日から